

請 求 人 様

西宮市監査委員	大川原	成 彦
同	木 村	嘉三郎
同	鈴 木	雅 一
同	亀 井	健

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 22 年(2010 年) 5 月 7 日付で提出されました住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

記

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 22 年 5 月 13 日これを受理することに決定しました。

2. 請求の要旨

本件職員措置請求の要旨は以下のとおりです。

- (1) 西宮市が平成 22 年 1 月 15 日、神戸地方裁判所尼崎支部に請求人、妻 A、子 B ほか 2 名に対し、妻の母 C（平成 20 年 5 月 27 日死亡）名義の市営住宅に「不正入居している」との理由で提起した明渡し訴訟は違法なものであるから、取消し又は無効の請求をする。
 - (イ) 西宮市 町 号室（名義人：C）に同居する権利を有する A、B は公営住宅法で定める三親等以内の親族であるから、平成 17 年 12 月 22 日、同住宅の同居申請をしたが、西宮市長は平成 18 年 3 月 8 日、同居不承認とした。不承認の理由は「条例に定めがない不承認で市長の裁量」と総務総括室の説明書で示されている。
 - (ロ) 平成 21 年 2 月 27 日、請求人は上記不承認について異議申立てをしたが、審査庁（西宮市総務局総務課）を交えての会議もせず、瑕疵ある行為を行った処分庁（西宮市都市局）だけの判断での決定書であった。
 - (ハ) 平成 21 年 7 月 7 日、西宮市都市局は西宮市議会建設常任委員会において同住宅の明渡し訴訟の議案を説明する際、請求人らが異議申立てをしたことや家賃を供託している事実を述べず、都合のよいところだけを述べ議決を得て、平成 22 年 1 月 15 日、神戸地方裁判所尼崎支部に提訴した。
 - (ニ) 西宮市は異議申立ての決定書を平成 21 年 8 月 4 日に請求人に送付したが、明渡し訴訟の議決

は平成 21 年 7 月 7 日であり、不法な手続きである。

(ホ) 本件に因果関係のある西宮市 町 号室について、平成 15 年の訴訟事件(住宅の相互交換や時効 5 年の減免制度があるにもかかわらず、市長が手続を怠り、504,600 円を過剰徴収した。さらに請求人の使用する西宮市 町 号(店舗)について、平成 7 年の震災での補修工事もせず、使用料 112,300 円を過剰徴収したまま提訴し、裁判所に虚偽公文書を提出し、虚偽申告をした後、平成 18 年 1 月 12 日、同住宅の明渡しを強制執行した。)を平成 17 年 8 月 17 日、監査委員に監査請求したが、当時の監査委員は何の審査、審議もせず却下した。

取消し及び無効の理由

(イ) 西宮市は住宅行政において、一部の住民や西宮市職員らには西宮市営住宅条例や公営住宅法を遵守せず、職権を濫用して便宜供与し、請求人らを差別した。これらの者の調査をさせ、法的手続き等をとることを請求する。これは地方公務員法第 13 条「平等取扱の原則」違反であり、同法第 60 条に該当する。

(ロ) 西宮市は公営住宅法及び西宮市営住宅条例に基づいた行政手続きをせず提訴した。

(ハ) 自治法第 2 条[地方公共団体の法人格、事務範囲、自治行政の基本原則]

本事件については、上記の法令、西宮市営住宅条例を遵守した事務を、山田知(市長)、河野昌弘(元助役、副市長)、森田順(都市局長)(監査委員も含む)は行っていない。

(2) 本件関連訴訟の代理人である西宮市顧問弁護士に渡した着手金 178,500 円、成功報酬 315,000 円、住宅明渡し強制執行 52,500 円と選挙供託金差押え等 52,500 円及び執行予納金 247,800 円の合計 846,300 円は、前記(イ)(ロ)(ハ)の基、法律違反は明白であるから、当時の責任者、山田知(市長)、河野昌弘(元助役、副市長)、森田順(都市局長)に西宮市に返還させること。

監査委員は自治法第 242 条第 1 項の規定により、請求人が証拠として提出した資料及び西宮市関係者の事実行為説明書を精査し、法に照らして上記の必要な措置を取ることを請求する。

3. 請求人

略

4. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証明する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

5. 監査の期間

平成 22 年 5 月 8 日から同年 6 月 11 日まで

6. 請求人の陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出並びに陳述の機会を持った結果、平成 22 年 5 月 28 日午後 2 時 20 分より請求人が陳述を行いました。

7. 関係職員の事情聴取

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、森田都市局長、田谷都市総括室長、津路都市総務課長、伊藤住宅部長、増原住宅入居グループ長、中井住宅入居グループ課長補佐、掛田総務局長、田中総務総括室長、小橋総務課長、中前総務課係長の出席を求め、平成 22 年 6 月 4 日午後 3 時より事情聴取を行いました。

8. 監査委員の判断

自治法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度（自治法第 75 条）のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認められた制度であり、その対象とされる事項は、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為に限られています。

以上を前提に、請求人の請求については、次のように判断します。

- (1) 市が請求人らを被告として平成 22 年 1 月 15 日に提訴した請求の要旨(1)記載の住宅明渡し訴訟は違法であり、取消又は無効確認の請求をすとしてしている点について

裁判所法第 3 条第 1 項は、裁判所に、一切の法律上の争訟を裁判する権限を与えています。ここにいう「法律上の争訟」とは、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」（最高裁判所昭和 56 年 4 月 7 日判決）とされています。したがって、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争については、裁判所によって終局的に解決されるべきであり、その手続きは、民事訴訟法等において当事者の利益を害さないよう詳細に規定されているところです。

請求人は、市が請求人らを被告として提起した住宅明渡し訴訟の提起を違法であると主張しています。しかし、請求人に本件住宅の明渡し等の義務があるか否かは、裁判所によって終局的に解決されるべき当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たります。したがって、市の訴訟提起が違法であるか否かは、当該訴訟手続きにおいて、裁判所によって判断されるべきものであり、裁判所が違法であると判断した場合には、裁判所により市の請求が斥けられることとなる事項です。

したがって、本件請求は、住民監査請求手続きにおいて訴訟手続きの適法性の審査を求めるものであり、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為を対象とした請求とは認められません。

- (2) 請求人が市による市営住宅の入居承継の承認(名義変更)等の行為を問題とし、その調査をさせ、法的手続き等をとることを請求するとしている点について

前述のとおり、住民監査請求の対象とされる事項は、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為に限られています。したがって、財務会計行為でない、すなわち財務的处理を目的としない一般行政目的上の行為は、形式的に上記条項に規定する行為に該当したとしても、住民監査請求の対象とはなりません。財務会計上の行為としての財産管理行為は、地方自治体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当するとされています（最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決）

本件において請求人が問題とする行為は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する（公営住宅法第 1 条）という公営住宅行政上の見地からなされるものであって、公営住宅の建物としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たりません。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象外の事項を対象とするものと判断されます。

- (3) 請求人が請求の要旨(2)記載の 846,300 円に係る支出について、法律違反は明白であり、当時の責任者に対し、西宮市に返還させることを請求するとしている点について

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするこ

とができないとされています（自治法第 242 条第 2 項本文）。ただし、請求ができないことについて、正当な理由がある場合は、この限りではありません（同項ただし書）。

本件請求が対象とする公金支出の状況は、次のとおりです。

		支出日
着手金	178,500 円	平成 17 年 6 月 17 日
成功報酬	315,000 円	平成 17 年 10 月 31 日
執行予納金	247,800 円	平成 18 年 2 月 2 日
住宅明渡し強制執行	52,500 円	平成 18 年 3 月 23 日
選挙供託金差押え等	52,500 円	平成 19 年 8 月 27 日

以上のとおり、本件請求は、何れの公金支出からも 1 年を経過してなされています。また、請求ができないことについて、期間制限の例外を認めるべき特段の正当な理由も認められません。

仮に「正当な理由」が認められた場合においても、本件請求が対象とする公金の支出は、前記訴訟に関連する訴訟に係る訴訟代理人たる弁護士への支出等であり、(1)で述べたように訴訟提起の適法性については当該訴訟手続きにおいて裁判所により判断されるべき事項であるところ、市が提訴した住宅の明渡し等の請求を認めた大阪高等裁判所平成 17 年 8 月 31 日判決はすでに確定しており、当該提訴に係る支出について違法な公金の支出とは認められません。

以上のことから、請求人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては適法とはいえないため、却下することとします。